

就労継続支援A型事業所の指定等に係る専門家会議の設置について

令和元年8月9日
障害者支援課

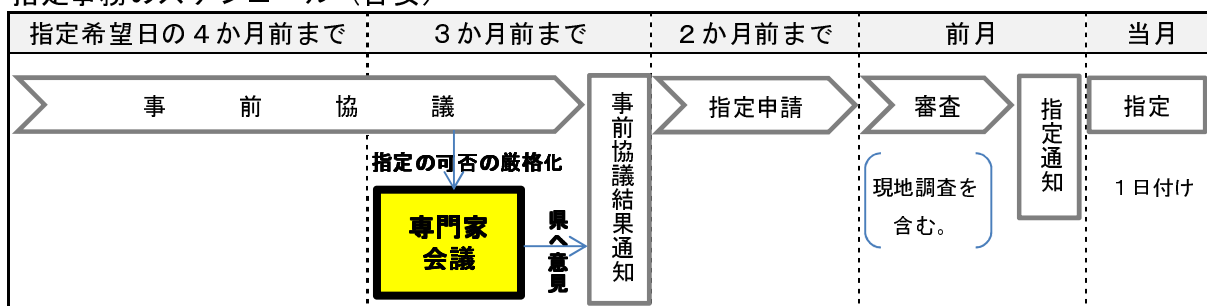
1 趣 旨

- 平成29年11月の就労継続支援A型事業所を経営する一般社団法人「しあわせの庭」の経営破たんを受け、平成30年12月に広島県障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）において取りまとめられた再発防止に向けた取組への提言を踏まえ、外部専門家を活用して経営内容、個別処遇に踏み込んだ審査体制を強化するため、協議会就労支援部会（以下「部会」という。）に「就労継続支援A型事業所の指定等に係る専門家会議」（以下「専門家会議」という。）を設置する。
- 就労継続支援A型事業所の新規指定等の可否を判断する際に、専門家会議の意見を聴取し、事業計画の妥当性や経営改善の見込みを判断し、指定、取消等を行う。

2 専門家会議の概要

| 区分 | 内 容 | | |
|---------------|--|----|----------------------|
| 所 掌 務 | 次に掲げる事項に関し、県へ専門的な意見を述べる。 (1) 事業者指定（定員増の変更申請を含む。）の事前協議時に、 <u>生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額により、利用者に対する最低賃金を支払うことができる事業計画</u> であること。 (2) 毎年度の事業継続の可否判断が難しい場合など、指定取消検討時に、経営状況等から <u>経営改善の見込み</u> があること。 (3) 定期の立入検査の中で、判断の難しい専門性の高い <u>経営、運営の課題</u> 等 | | |
| 構 成 員 (8名) | 有資格者 | 人数 | 役 割 (担当意見) |
| | 中小企業診断士 | 1名 | 経営（採算性、実現性）に関する意見 |
| | 公認会計士 | 1名 | 〃 |
| | 精神保健福祉士等 | 3名 | 職業指導など利用者処遇の水準に関する意見 |
| | 事業経営経験者 | 1名 | 就労経営実務に関する意見 |
| | 弁護士 | 1名 | 破産時等の法律関係に関する意見 |
| | 社会保険労務士 | 1名 | 労働法規、福利厚生等に関する意見 |
| 任 期 | 2年（再任可） | | |
| 開 催 | 随時（指定：事前協議時 取消等：立入検査後） | | |
| 運 営 | (1) <u>当該事業所関係者の出席</u> を求める。 (2) 会議は <u>非公開</u> とし、構成員は匿名とする。 (3) 当該事業所と <u>利害関係のある構成員はあらかじめ除斥</u> する。 (4) 必要と認めるときは、関係機関への調査を行うことができる。 | | |
| その他 | 県への意見を取りまとめて、部会及び協議会へ報告する。 | | |

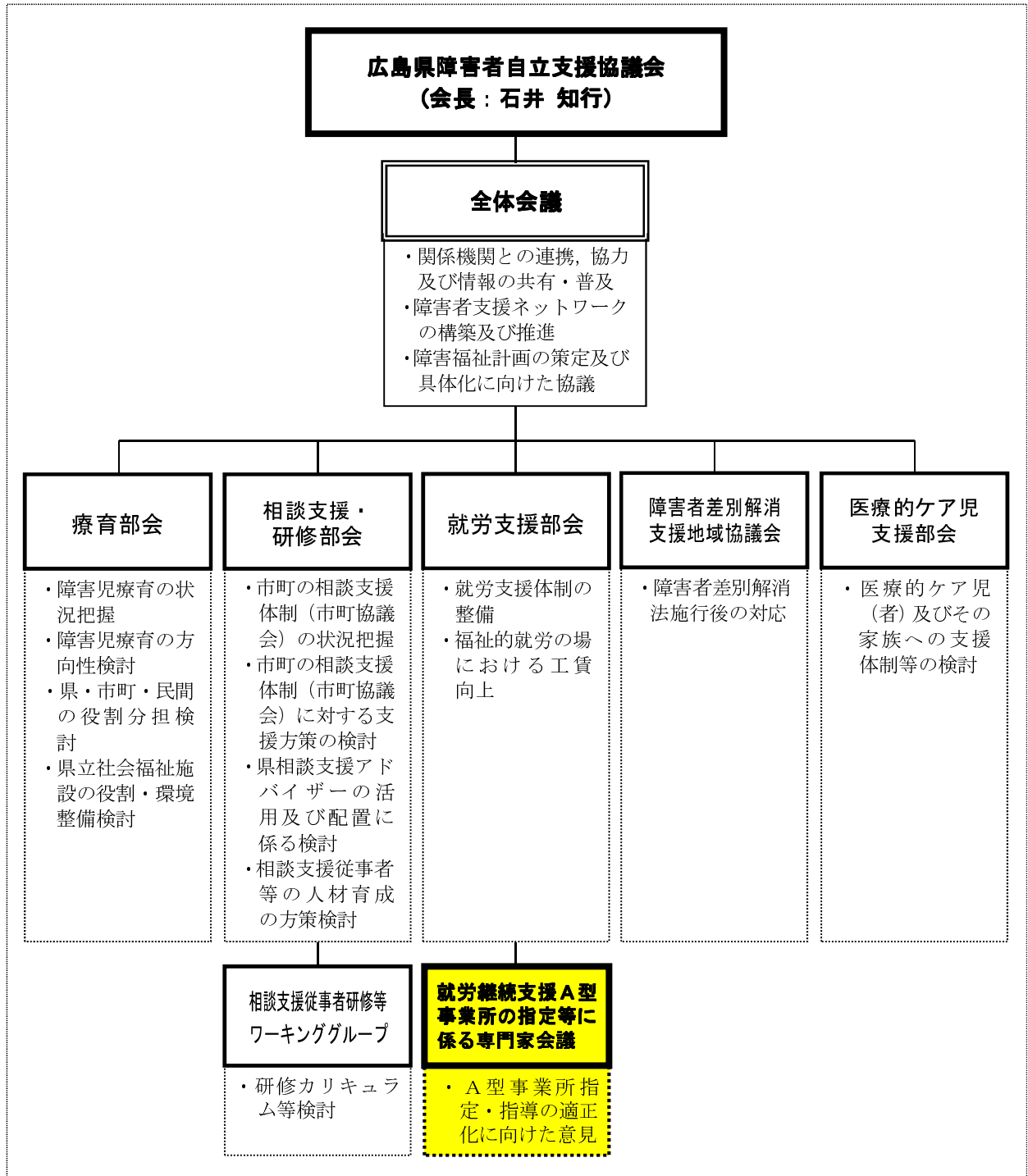
3 指定事務のスケジュール（目安）



※ 取消等は、立入検査等により経営状況を確認後、専門家会議を開催する。

【参考】：広島県障害者自立支援協議会

障害者総合支援法第 89 条の 3 の規定に基づき、地域における障害者等への支援体制に関する議題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため設置



就労継続支援A型事業所の指定等に係る専門家会議設置要領

(目的)

第1条 就労継続支援A型事業所の新規指定申請(定員増の変更申請を含む。)時の事業計画及び指定取消検討時の経営改善の見込みなどについて、専門的な意見を聴取するため、広島県障害者自立支援協議会就労支援部会(以下「部会」という。)に就労継続支援A型事業所の指定等に係る専門家会議(以下「専門家会議」という。)を設置する。

(事務)

第2条 専門家会議は、次の各号に掲げる事項に関し、県へ専門的な意見を述べる。

- (1) 事業者指定(定員増の変更申請を含む。)の事前協議時に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額により、利用者に対する最低賃金を支払うことができる事業計画であること。
- (2) 毎年度の事業継続の可否判断が難しい場合など、指定取消検討時に、経営状況等から経営改善の見込みがあること。
- (3) 定期の立入検査の中で、判断の難しい専門性の高い経営、運営の課題等

(組織)

第3条 構成員は、中小企業診断士、公認会計士、精神保健福祉士、事業経営経験者、弁護士、社会保険労務士等の専門的な知識経験を有する者を持って充てる。

(構成員の任期)

第4条 構成員の任期は2年間とし、再任を妨げない。ただし、補欠による構成員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議及び調査)

第5条 専門家会議は、部会長が召集する。

- 2 専門家会議は、必要と認めるときは、第2条各号に掲げる事項に関する関係者に出席を要請し、説明を求めることができる。
- 3 専門家会議は、必要と認めるときは、関係機関への調査を行うことができる。
- 4 前2項において、関係者又は関係機関の長が、聴聞又は調査に同意しない場合は、この限りでない。

(報告)

第6条 専門家会議は、毎年度末、県への意見を取りまとめ、部会へ報告するものとする。

(秘密の保持)

第7条 構成員及び関係者は、専門家会議において知り得た個人情報等に関することを、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、専門家会議の運営等に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月26日から施行する。

就労継続支援A型事業所の指定等に係る専門家会議の運営等
に関する申し合わせ事項

令和元年7月11日制定

就労継続支援A型事業所の指定等に係る専門家会議の運営等に関し、次のように申し合わせるものとする。

1 除斥の手続

専門家会議の構成員が、当該構成員と利害関係のある次の各号に掲げる事項について、意見を述べることになると判断される場合は、当該構成員を、あらかじめ専門家会議の構成員から除くことができる。

- (1) 構成員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事案の当事者であるとき。
- (2) 構成員が当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。
- (3) 構成員が就労継続支援A型事業所との間に取引関係又は委任契約関係があるとき。
- (4) その他、公正性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると思料するとき。

2 会議の運営

- (1) 構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- (2) 原則として、出席した構成員の全員一致による。
- (3) 非公開とし、構成員は匿名とする。

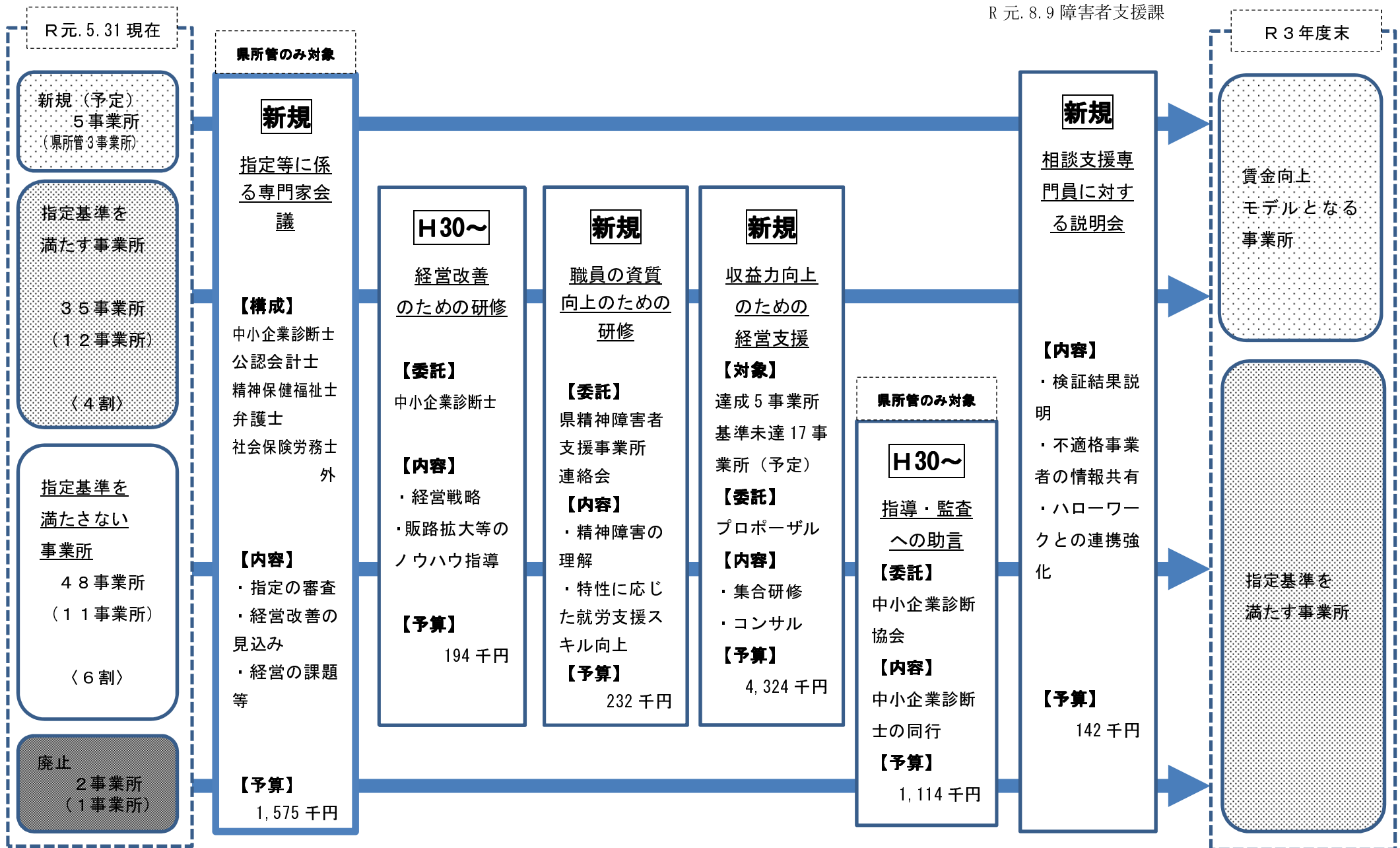
3 事務局

専門家会議の事務を処理するため、広島県健康福祉局障害者支援課内に事務局を置く。

令和元年度 就労継続支援A型事業所適正化事業

参考

R元. 8.9 障害者支援課



※指定基準：生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上